

翻訳、解説及び注釈 三石博行（千里金蘭大学短期大学部助教）

高等教育における「経験からの知識の 評価制度」(VAE)について⁽¹⁾

—フランスで始まった新たな高等教育の制度とその役割について—

著者

イザベル・シユラキ (Isabelle Cherqui) ヘンリー・ポアンカレ大学助教⁽²⁾
ポール・ニケング (Paul Nkeng) ルイ・パストゥール大学VAE本部長、同大学講師、ロレロ⁽³⁾
エマニエル・トリビュ (Emmanuel Tribby) ルイ・パストゥール大学教授⁽⁴⁾

はじめに

この論旨では、二〇〇二年以来フランスで発展してきた経験を評価する制度について述べる。特に、「経験からの知識の評価制度」(Validation des acquis de l'expérience・VAE)での異なる手続きの段階について、そして大学の社会的

役割や立場に関する改革の課題について述べる。著者たちは、自分たちの大学で「経験からの知識の評価制度」(VAE)に実践的に取り組んでいる。また同時に、資格や卒業証書に関する大学の機能やその労働市場の変化やその将来の課題に関して、理論的な研究を行っている。この実践的で理論的な二つの側面を基盤にしながら、この論旨をまとめた。

「経験からの知識の評価制度」と呼ばれる新しい大学卒業制度の意味を理解するために、この論旨では、この制度の形成の歴史的な経過、評価を受ける場合の具体的な手続きの過程、大学の社会的機能の視点から、この評価制度の意味や課題について述べる。

1、歴史的観点からの「経験からの知識の評価制度」(VAE)

フランスの高等教育において、個人の、もしくは職業上の経験に基づく知識を評価することは目新しいことではない。この教育制度に関するはじめての法律は一九三四年に制定された。一九三四年の法律では、技師として最低五年以上の仕事の経験を持つ独学の二級技術者に対して、技師の資格を交付するものであった。その場合、技師の資格を与える学校(技術学校)の審査員が、資格志願者(二級技術者)の提出した報告書を基にして、審査し、そして資格を交付するものであった。

経験から得られた知識を評価するための有用な措置は、今日、次の二つの法律の文面によって準備されている。その一つは一九八五年に制定された政令である。もう一つは二〇〇二年一月一八日に「社会の近代化」と呼ばれる法律によって採択された政令である。

一九八五年の「個人的職業的知識の評価制度」(Validation des Acquis Professionnels et Personnels : VAP

P)に関する政令は、社会人、特に学歴に恵まれない勤労者の教育のために定められたものである。

この論旨で述べる「経験からの知識の評価制度」(VAE)は、二〇〇二年に「フランス社会の近代化」と呼ばれる法律を適用された政令で定められた。これは、今までの制度と質的に異なる骨組みを持っている。つまり、その政令は、必ずしも学校教育制度で計画的に準備された教育を必要としなくても、学校を卒業した資格(卒業証書)がもらえる可能性を開いた。

このVAEに関する政令は次の二つの教育思想を前提にしている。その一つは、個人的、社会的そして職業的経験から得られる色々な知識によって、個人は成長するという考え方である。残りのもう一つは、初めに述べた経験から得られた知識も、学校教育制度によって得られた知識と同格に認知されて、学校卒業資格の評価に組み込まれ、卒業証書を学校が与えることができるという考え方である。

こうした制度を導入したのは、今まで経験的知識は常に学校教育で学ぶ知識よりも低く評価されていた現実があり、その考え方を修正するためであった。

法律は何を述べているか

現行の教育制度に準じた卒業資格に対応する評価を要請する全ての人に対して、「経験からの知識の評価制度」(VAE)は、少なくとも三年以上の職業的もしくは職業以外に於いて、経験を持つと判断された人に対して適用される。卒業証書、職業上役に立つ肩書きや資格は、今後、この評価制度によって全体的にもしくは部分的に取得することができる。ボランテアや有給の活動、職業的と称される全ての経験や、特に労働組合や協同組合での活動経験も同様に、肩書きや卒業資格を得るために評価できる知識内容と考慮される。この新しい法律は臨時的に設置された。国外で取得した高等教育卒業資格の評価も同様にこの制度で評価することが可能になった。卒業証書の取得を志願する人は、彼の知識を証明する書類を提出することになる。それを評価する審査官は、大学の研究者、教員や職業専門家から構成され、またバランスの取れた男女比で

構成されることが要請されている。審査官は志願者の提出した大学卒業資格を取得するための書類を、全体的にも部分的にも、評価をすることができ、卒業証書を発行しない部分的な評価を行う場合においても、審査官は評価した志願者の知識の内容や範囲に関して評価に到る意見を述べなければならない。

2、評価の手続き

評価の申し入れ…大学の対応システムとその運行

他の所で習得した知識を大学が評価することは決して目新しいことではない。大学はこれまでに、学生がすでに別の所で取得した科目の単位読み替えを行ってきた。その意味で、別の教育活動で習得した講義や知識を大学が発行する単位として認可してきた歴史はすでにあつたわけである。

しかし、ここでは、今までと違い経験から得られた知識について大学の評価、つまり単位認定や卒業認定を考へることになる。そして、大学教育では得ること

のできない知識、個人が大学以外の所で得た知識を大学が評価するという特殊な状況が存在することを理解してもらえらると思う。

そのことは、この評価制度の特殊性に適応した評価手続きを構築することや、またそれを状況に適応しながら発展させることが必要となつていくことが理解できる。言い換えると、この制度は、その基本的な枠組みについては、政令によって比較的広範に規定することができるのであるが、しかし、具体的な実践の中で生じる多様な課題に対応するためには、教育現場での一つひとつの具体的な経験から得られる評価と評価制度に関する知識に即して、それぞれの大学において独自の評価システムを構築し、その運用方法を検討し、決定していくことが求められる。それぞれの大学が、この新しい知識評価制度を確立するために、独自の経験と、その反省を活かし、よりよい制度を探索することが前提となつていのである。

しかし、それぞれの大学が、独自にこの評価システムの開発を行うことで、大学ごとに異なる基準や手続きが生じてはならないのである。そこで、基本的な手

続きに関しては、共通した基準や運用が要求される。つまり、志願者の提出しなければならぬ書類の形式、その評価の基準、評価対象の基本的な枠組みが決められる。評価は基本的に、提出書類、作品の提出、現在もしくは新たに作り組まれた仕事の状態等を通じて行われる。⁽⁵⁾また、学位(単位)修得志願者と審査官との話し合いが行われることが義務付けられている。

各大学での手続きを通じて、志願者の多様な知識やその説明の方法を考慮に入れた受け入れ体制が模索・検討されているのであるが、原則として、大学間で生じる不平等や志願者間で生じる不公平は、絶対に避けなければならない。同じ資格を交付する場合、大学間での教育施設に関する設備上の均一さを十分に保障しなければならぬ。また手続きや評価の段階で生じる志願者間の待遇上の公平さを確立しなければならない。これらは、現在、この評価制度に取り組む大学での課題の一つであると言える。

評価の要求、誰が、何のために

フランスでの「経験からの知識の評価制度(VAE)」は、現役で働く人々の

労働の質を向上させるために作られた。また、実際の仕事を担う有資格者の若者の仕事の質と彼らが取得している資格のレベルの間に存在している顕著なずれを修正するために提案された。つまり、閣外大臣が二〇〇〇年に起草した職業教育に関する報告書の基本方針に基づいて設置したものである。

この制度は「経験からの知識の評価制度」に関する法律の適用による政令の執行を契機にして、二〇〇二年一月に発足した。その発足以来、職業経験やそれ以外のより広範な経験の評価を申し込む件数は多くなっている。そして、この評価制度によって大学（大学院）卒業資格を得た件数は二年間で二〇%も増えた。

個人に関して言えば、大学卒業資格を得ることは確実にまた明らかに新しい資格を持つことで、社会的、経済的な活動計画を社会に認めてもらえる可能性を手に入れることを意味する。そのことは、社会生活一般に言えることだが、企業では新しい立場や職種を得るための正当な手段を得る機会となる。こうした可能性や手段を求めて志願者はこの評価制度に登録するのである。

その意味で、志願者の経験に関する大

学の評価は、この評価制度の中で行われるわけであるから、志願者が大学での評価にたどり着くための作業と、そして同時に志願者のこれまでに経験した多様な学習や経歴やその特徴を認める作業を、大学が制度として形成することが必要とされている。

調査データの数値⁽⁶⁾

二〇〇三年の、「個人的職業的知識の評価制度」(VAPP)に関する大学での講義数は一万四九三〇件であり、またVAEに関しては二七八〇件である。

目指している卒業資格の件数

表1に示した資料から、VAEに関して述べると、学士と職業専門研究課程修了書(DESS)の件数がより多い。このことは、VAEの当然の帰結として、社会(労働市場)においてより評価されている卒業資格に志願者の関心が集まっていると言えらる。

志願者の年齢

表2から、年齢層別の制度への申し込み数を比較すると、卒業資格の種類と年齢層との相関関係はないと言えらる。

表1 VAPP (1985年) とVAE (2002年) でのそれぞれの卒業資格取得件数割合

卒業資格	「個人的職業的知識の評価制度」 VAPP (1985年)	「経験からの知識の評価制度」 VAE (2002年)
大学入学資格+2年間の大学教育：「大学一般教育課程修了証書」(DEUG) ⁽⁷⁾	14.0%	7.8%
大学入学資格+2年間の大学教育：大学一般技術教育課程修了証書(DUT) ⁽⁸⁾ 及び大学一般科学技能教育課程修了証書(DEUST) ⁽⁹⁾	6.6%	9.7%
大学入学資格+3年間の教育課程、学士(Licence) ⁽¹⁰⁾	29.6%	21.4%
大学入学資格+3年間の教育課程、職業専門学士(Licence Professionnelle) ⁽¹¹⁾	4.9%	13.1%
大学入学資格+5年間の教育課程：職業専門研究課程修了書(DESS) ⁽¹²⁾	27.8%	22.5%

表2 学士課程と修士課程のVAPPとVAEの申し込み者数割合

	「個人的職業的知識の評価制度」VAPP			「経験からの知識の評価制度」VAE		
	30歳以下	30-45歳	45歳以上	30歳以下	30-45歳	45歳以上
学士	36.9%	29.0%	25.1%	23.5%	21.1%	21.8%
修士と職業専門修士	15.5%	33.3%	36.1%	24.6%	23.2%	27.9%

表3 VAPP (1985年) とVAE (2002年) の志願者の職種別人数割合

職種	「個人的職業的知識の評価制度」VAPP (1985年)	「経験からの知識の評価制度」VAE (2002年)
工場労働者	1.4%	0.1%
会社員(事務労働者)	26.4%	21.3%
中間専門職	37.1%	36.0%
管理職	35.1%	40.6%

志願者の職種

表3から以下のこと言える。

「経験からの知識の評価制度」は、中間専門職と管理職により多く活用されている。中間専門職は、彼らの経験に適合する卒業資格を申し込み傾向がある。管理職は、むしろ、社会的もしくは個人的な動機から生み出された計画を支えるために卒業資格を求めている。

申し込みの受付、提出書類の企画の形成、オリエンテーションと受け入れ

志願申し込みの受付の第一段階は、志願者の受け入れ体制である。その受け入れの目的は社会にこの教育制度を提供することである。つまり、この制度について宣伝したり意見を聞いたりするのではなく、具体的にこの制度を社会に提供することが、この段階でもっとも大切な課題である。

まず、この段階では、志願者に恒常的に情報を提供すること、この制度への手続きで約束できることや約束できないことについて述べる必要がある。さらに、志願者に対して、非常に複雑と思われる

手続きを要請することで、ある志願者は登録を断念するということが実際に発生する。このような事態を避けることがこの段階では望ましい。

受け入れの段階は三つのステップから成り立っている。受け入れ体制は「経験からの知識の評価制度」に関する大学の専門部署で保障されている。志願者は、その情報をインターネットで調べたり、また直接その専門部署に手紙を書いたり、電話をしたりして情報を入手することができる。もちろん、その部署に直接やって来て、この制度についての情報を収集し、相談することもできる。情報の提供が受け入れ体制の第一ステップである。

この志願者の受け入れ段階で、さらにより具体的な情報を志願者に対してサードビスすることが可能である。つまり、この制度での審査の枠組み、一般的利用の条件、授与される卒業資格の種類に関する説明が可能になる。このように、受け入れ体制の第二ステップでは、志願者に更に詳しい情報を提供し、志願するための手続きの流れを具体的に教えることである。志願に必要な手続きに関してより詳細に説明をすることが受け入れ体制の第三ステップとなる。この手続きの過程では、

「経験からの知識の評価制度」の進め方について詳細な説明やその場合の注意事項の説明が必要となる。また同時に、ある志願者に対してはしばしば図式化され

た説明を展開する必要があるが、場合によっては生じる。また具体的な説明作業の中で、その説明内容や方法、そのための材料を修正し改良することが要請されるだろう。



ストラスブール第二大学（ゲータが修士課程で学んだ）

いずれにしても、この受付の段階でもっとも大切なことは、志願者がこの制度を活用し、評価を受けたいという意欲を持つことである。そのための工夫が必要となる。つまり、この受け入れの段階の基本的な目的は、卒業証書を得るために必要な教育内容を志願者に理解してもらうこと、それらの卒業証書に関する情報を志願者に与えることなど、志願者にこの制度に対する理解と認識、この制度を活用するための正しい情報の取得のための機会をつくることである。

したがって、この段階を経ることで、志願者は同時に手続きの基本的な問題点を考慮に入れ、自分に適した現実的な申し込みのための情報を得ることが、可能になる。

卒業証書取得の実現可能性、その予告可能な部分的同意

志願者の受付が終わった次の段階では、志願者によって作成された申し込み資料を分析することや志願者が希望する卒業証書の取得の実現に向けて取り組まなければならない作業が必要となる。まず、志願者にこの段階での作業を説明し、資料の分析に関する意見を伝えることから

始めなければならぬ。

志願者によって作成された資料を検討する段階では、志願者の経験の特徴やこの制度で受理可能性の高いと思われる志願者の経験に関する評価を考慮することが、この段階での志願資料の作成を指導する「経験からの知識の評価制度」指導員の課題となる。そのためには、志願者は、自分の作品や活動についての記述を行い、その中で全ての自分の実力や知識を指導員に説明しなければならぬ。

つまり、志願者が指導員に説明した知識や能力の正確さや規模の大きさに関しても、評価を望む一つもしくは幾つかの分野に関しても、指導員やその専門部署の評価によって、志願者の申し込みの受理が可能となるかどうか、書類上で決まるだろう。

志願の申し込みの受理される可能性は、志願者の希望する卒業証書のための書類作成企画と職業的個人的経過や教育歴に依りて検討されるのである。その企画に関して言えば、審査官が志願者の知識を評価し検討するために、志願者に詳細にそれらを記載することが要請されている。もちろん、志願者のその企画は、職業的もしくは個人的な次元から可能になる。

志願者は、例えば、彼がすでに達成したか、もしくは彼が職を変えることである職業的スキルや免許を持つことによって、志願申し込みが受け入れられるようになる。

もし仮に、志願者が優先的に自分の経験を認めてもらおうとしても、もしくは彼のその目的が職務条件の向上やその転職にあったとしても、評価の申し込みのアプローチの仕方は、自分の気持ちと同じではないだろう。この審査のための資料作りの進め方を実現するために、自分の気持ちはある意味で、そのために持ち込まれた意見の一つとして置くことである。つまり、審査の判断の予想を考慮に入れながら、資格に結びつく志願者の経験について説明する必要がある。そのためには、審査官が、志願者の資料を評価する基準や視点を理解しておかなければならない。

また、逆に、志願者の行為、活動や制作によって獲得された知識や実力が、実際に卒業証書によって保証され、彼の経験に再び取り扱われることを、審査官は保障しなければならない。

この卒業資格取得の可能性を吟味する段階での作業の進め方と、その実現可能

性を決定するために考慮すべき経験の記載に関する要点を以下に示す。

- 1、経験の中で評価される活動について述べることで、それらの活動は目標の卒業資格と直接関係がなければならぬ。目標の卒業証書の目的に対して、それらの活動が関係があり、またはあまり直接的な関係がない場合でも、志願者から提出された職業的活動のみならず、場合によっては、個人的もしくは社会的な経歴にそつた全ての活動も、志願者が経験した活動として同様に重視される場合もある。

- 2、書類上に集められた知識について言えることは、志願者の知識の熟達の段階や確実な分野の知識、また所在が判定可能な学識について、評価されるといえる。

- 3、活動や仕事上の責任のレベルを記載すること。つまり、経験の広がりや深さに関係する活動スタイル、職階級の立場や自主独立の程度に関する記載を行うこと。同様に、それらの責任のレベルの記載も評価される。

この段階では、むしろ予想的な作業が

多く生じる。なぜなら、この段階は、志願者の希望する卒業資格に対して、それに適合した彼の経験が問題となっているためである。場合によっては、その二つの場合は必ずしも成立している訳ではない。しかし、希望する卒業資格は、提出した知識の内容の評価によって決定されるのである。提出した資料の内容に対して、希望する卒業資格が得られるかをどうかを予め予測しなければ、多くの労力を無駄にすることになる。

また、この段階では、手続きの初めに志願者が要求する評価の範囲に関する予想が、同様に必要とされる。志願者は、経費の掛かる大変な手続きを必要とされている。したがって、志願者に対して成果の現実性がない手続きを勝手に約束することは、出来ないのである。

だからと言って、志願資料の作成を指導する「経験からの知識の評価制度」の指導員が、卒業資格認定を行う審査官の決定以前に、実現可能性に関する意見を、志願者に言つてはならない。ここで問題としている実現可能性に関する指導員の意見は、審査官の最終決定にまったく関係のない意見に留まっているのである。

だから、よく練り上げられた書類の作

成指導が必要である。しかしそれにもかかわらず、問題は起こる。そこで、この段階では、指導員が志願者のレベルを正しく決定することから始めなければならぬ。だからと言って、指導員の評価にミスが生じることを排除してはならない。少なくとも、志願者が審査官によって卒業証書を取り消されるような事態を避けるために、一人もしくは数人の教員(指導員)によって、卒業証書取得の実現可能性に関する意見を述べる事が許されている。

また仮に、審査官の決定によって、卒業証書の取得が不可能な場合には、指導員は、そのことを志願者が納得するため、審査官との意見の食い違いについて説明しなければならぬだろう。

この段階が終わった時、志願者は実現可能性の見解についてしっかり理解し、そして、評価に関する書類を完成する中で、あらためて、志願手続きの契約をするかどうかを決定することができるのである。

書類の構成 知識の説明と経験の歴史の探求

評価のための書類とは、それによって

審査官が決定を下す資料と志願者によって評価の核心を作成する資料から構成されている。

その書類を完成するためには、審査官が読みやすく理解しやすい形式の書類で説明することが大切な課題となる。志願者が資格に直接関係している経歴の要素、つまり彼が今まで受けた教育、取得した知識、職業上のもしくは個人的な経験の形として現れた経歴の要素を選択しなければならぬ。

志願者が求められた評価の書類は、全ての大学で共通化され標準化されたものはない。

それらの書類は、結果としてある一定の決まった特徴を伴うことになる。以下、それらの特徴を挙げてみる。

1、第一点目は評価の企画に関する記述である。審査官に志願者の希望に即した判断の材料を与える方法を課題にする。つまり、希望する資格を取得することを目的にして企画を作るのであるが、書類に書き示された企画が、必ずしも目的の資格取得の課題と一致しているとは限らない。資格取得とは、志願者が審査官に評価されることによつて得るものである。志願者が希望する

卒業証書の記述は、志願者の意思によるものである。この記述が審査官の評価を志願者の希望する方向に導くとは限らない。志願者の経歴を記述するとき、企画の目的が実現可能な状態で明確に位置付けられているか、また志願者が目標にしている資格について自らの経歴を、どのように説明しているかという点を、点検する必要がある。

2、第二点目は、経歴に関する重要なポイントの説明である。個人の経歴は断絶し、また飛躍し、そして継続している。それらの個人史は、その個人を取り巻く個別の社会環境や歴史に結びついている。そこで、詳細な履歴書だけでなく、個人の活動を導く意思や意図も説明しなければならぬ。したがって、評価してもらいたい目的に即して、それに関連する説明を、経歴に即しながら、しっかりと述べなければならぬ。

3、第三点目は、志願者の自由意志に基づく知識の形成である。つまり、志願者単独の基盤の上に彼の知識が確立したのである。知識を示すことは、その基盤を志願者が示すことである。その意味で、志願者によって経歴を物語る



ストラスブール第一大学物理学部の校舎

それらの要素は、自由に示されると言える。

4、第四点目は、活動の分析である。この作業は、志願者にとって、彼の経歴を構成している長期の多様な活動を分析し、整理し、文書として示し、かつまとめる機会となる。現在の分析を通じて、志願者によって経験された知識と同様に、その知識が志願者の考えを構築している視点や方法が、顕在化することになる。

5、第五番目は、問題解決を進める中で志願者が受ける訓練である。つまり、志願者が問題の状況を解決する方法として説明や記述を行う。解決を探すために詳細な文脈を作り出す作業が、要求され、課題を展開するために叙述する能力を身につける訓練がなされる。

6、以上の経過を通して、志願者によって獲得されたこれまでの色々な特性と同じく、卒業資格を得るために取り組み、そしてその問題の解決のために動く姿勢によって生み出された新たな経験が、書類作成過程で結果として身につくのである。それを、ここでは第六番目の特徴に挙げるができる。このように、志願者は今までの経験か

ら獲得してきた知識の証拠説明を基にしなから、その中で活用できる要素を卒業証書志願の書類の根拠とするのである。

以下に示す二つの種類の卒業証書志願に関する説明は、一般的に評価に関する書類に添付されるものである。

1、一つ目は、事務的な作業によって作り出されるその説明資料、つまり、志願者はV A Eに登録できる条件を書き込む。

2、二つ目は、経験の分析と記述に支えられたその説明資料である。それらの説明資料は審査官に志願者の能力や知識を明らかにするために、志願者によって選択され、また集められたものである。志願者は同じく彼の書類によって示された経験を例証する個人的な作品、制作、論文、出版物、職業上の報告書、企画書、活動報告書、特許など多様な資料をまとめ上げることになる。

書類を念入りに準備するために、志願者に随行する補助員のサービスが必要である。このサービスを受けながら、志願者は書類を正確に、詳細に、目的に合った形で仕上げるができる。このサービスは、各大学の施設によって今日提供されている。そして、サービスの提供は

“V A E評議会（制度を担う人々の会議）”、大学教員によって一般的に保障されている。

この補助員は、自らの経験に立ち戻る作業能力を要求されている志願者の作業過程にとって不可欠である。つまり、この段階での作業では、職業的かつ個人的な経歴を詳細に記述し、またそれらの活動や訓練を通じて、志願者が獲得し自らのものと認知できる能力や知識を説明するために、審査官が理解できる形式にまとめるのである。

実際、この段階では、補助員によって志願者に質問が持ち込まれるし、また志願者は補助員に書類作成の協力を要求する。これらの志願者と補助員との間の相互関係によって、志願者の知識を書類の形式にまとめることへ導くのである。

審査官と審査会

評価を行う審議官は学長から任命されている審議官で、彼らは一般の大学卒業資格の制度から独立している。また、この審議官は大学の教員と外部の専門家によって構成されている。学外の専門家の参加は評価審査会を構成する上で義務となっていない。

審査官の評価に関する実践活動は、今日、非常に多様な形態を取り込んで行われている。例えば、審査施設は、受け入れ大学以外の他の施設を活用しながら、成り立っている場合がある。また、しばしば同じ大学内の施設の中でも、他の構成要素を持ち込んで成り立っている。しかし、いずれにしても、評価に関しては、基本的な原則を維持しているという形態に支えられている。実際、この評価制度は、大学での評価の基準や目的を尊重しながらも、大学教育制度の外で得られた知識についての評価の考えを基にして、成立している。

評価の書類は、この評価制度の下で、志願者の経歴を通じて、志願資格に相当すると判断される能力や実力を、審査官が立証する実践的な作業を行うためのものである。その評価基準は、志願者の実力試験の時、持ち込まれた全ての能力や知識のレベル、明確な内容に焦点が向けられている。目標の卒業資格のレベルに評価の基準を定め、その視点で、志願者の経歴を記述し説明する能力を觀察し、分析することになる。この評価の基準は志願者による知識の形式化のレベルとその考察の内容に対して、評価の焦点を当

てるために作られている。

志願者によって提出された知識に対して、彼の目的とする卒業資格の希望にそった証明書を与えることが問題になる。知識の価値は、一般に他の知識との比較によって確立している。(卒業資格を授与するこの教育は、これを機会に、志願者の知識を更に発展させることを提案することになる。)また、審査官の仕事の難しさは、志願者のまったく独自の経験によって生まれた非公式の知識を、大学教育の場でもって、一般的な学識の規範に即して評価しなければならぬことである。

大学での伝統的な学識の評価において言えば、学識は教育制度の中での講義によつて導かれ、その学業成績に関する評価制度をもつて(つまり、ある評価基準を予め明確にした試験や小論文提出などによつて)認められている。これらの伝統的な学識評価のシステムでは、教員もしくは卒業証書の資格を発行できる機関(学校)が、採点の方法、媒体、基準や評価の規則を決めているのである。

しかし、この伝統的な方法では、仕事をこなし、活動を行った志願者の能力に対して、試験問題や小論文という文面に

おいて評価する結果となる。それに反して、志願者によって提供された学校教育の延長線上にはない職業的成果や個人的過去の形跡から、経験によつて得られた知識を評価しようとするとき、それらの学校教育制度以外の知識の評価に適した様式が検討され、認められなければならない。職業的経験は、その認知的、組織的な活動内容とその主題から再検討される。また、それらの経験から得られた知識を評価し分析するための事前の判断基準は、学校制度の中で確立しているような評価基準をもつては存在しないのである。つまり、ここでは、評価の成果は具体的な活動の中から明確に示される能力に関して向けられることになる。「経験からの知識の評価」は予め予測できるものではなく、証明された結果として確立するものであると言える。

審査結果と補点検指導

志願者から提出された資料の結果と最後の審査会の期限によつて、審査官は志願者に卒業証書を交付することができない場合が生じる。その時、審査官は志願者に卒業資格単位を部分的に認めることになる。その場合、審査官の代表(審査

会長)は「経験からの知識の認定制度」の大学教育制度の責任者、VAE制度評議委員長に、志願者の評価が認められた範囲について、そして同時に、もし必要があれば、補足点検の対象になる前の素質や知識の種類についても、詳細に明記した報告をしなければならぬ。

審査官は、志願者に対して審査結果上不足した項目に関して補足点検の指導を提案する。志願者にこの補足点検に従うことを問い合わせることになるが、その問い合わせの祭に、審査官は志願者に以下に述べる二つの主な理由を明示し、説得する必要がある。

1、その一つは、志願者が提出した説明書類の不十分性である。審査官が志願者によって提出された証明が卒業証書を交付するには十分でないと評価を下したとき、審査官は志願者に説明書類の補足説明書類を提供することを問い合わせる必要がある。

2、もう一つは、卒業資格の目標の一部に関係する知識の不十分さで、志願者の不足している知識や実力を補足するために必要な教育と経験を、それぞれの志願者に適応した取得方法のアドバイスも含めて、審査官は、補足に必

要な問題設定を行う必要がある。

この場合も、審査官は、まず志願者の状況に応じた対応をしなければならぬ。それらの教育と経験の補足は、例えば志願者が仕事の部署を変えて、彼の会社で経験の補足を行うことによって可能になるし、また他の会社で、例えば実習によつ



ストラスブール第一大学心理学部の校舎

て経験を補足することも可能になる。さらに、目標の卒業資格に必要な教育ユニットを取ることもできるし、また、例えば通信講座など、別の教育施設を活用して補講を受けることも可能である。そして、活動の詳しい報告を仕上げる講義を経験する等でも能力や実力の補足は可能となる。

この段階で行われる補足点検は、教育上有益な作業内容であるほうが望ましい。つまり、補足点検は志願者にとって理解しやすいものが望ましい。また、志願者が希望をかなえる方向で志願者の進み具合をフォローできること、実現可能な指示が志願者に提案されていること、特に職業的や財政的な融通が利く彼らの社会的立場を考慮に入れることが望ましい。更に、個人的な企画や経歴に適応した動機や潜在力のような志願者の独自の特徴を考慮に入れること、そして、志願者の年齢、その経験の継続期間の視点から見て有能であることが、同様に望ましいのである。

最後に、このような審査官の詳細な指示が、志願者の学習の方法の多様さに特典を与え、この制度での志願者の卒業資格取得の進展や継続に十分に結びつくよ

関もその形成に参加している。科学技術文明社会では、知的生産の社会的機能は、多くの専門機関で担われることになり、大学が研究活動の中心に位置する時代から、年々ますます他の施設にも、その機能が分割分担されていくことになる。そして、ますます頻繁に、「知識の経済効果」と呼ばれるその経済的規範に従って、大学以外の知の実用性を追及する専門施設が、知的生産を担うことになる。それらの施設が、公に社会から高等教育機能を担う機関として承認されるようになる。「経験からの知識の評価制度」の課題は、科学技術文明社会での高等教育のあり方を示唆するものである。

また、別の観点から考えて、教材作成も大学が担う時代を終えて、教育産業がそれに参加し、より効率の高い教材が商品化されようとしている。このように、知識の普及は他の組織、大学以外の私立学校、学習機関、教育産業や他の教育サービス機関（例えば放送大学や通信教育等）によって分担されている。そして特に、情報処理技術を活用することで、公開可能な、密度の高い、しかもテンポの速い教育を可能にするCD・ROMやインターネットなどの教育補助教材が開発され、

教育もそれらの新しい技術の中に組み込まれている。こうした展開の中で、VAEにしても、同じような変化の流れを受けながら、知識を評価する能力のある高等専門学校、職業専門分野、信用ある教育資格の認可を出すすべての教育機関によって分担されている。

他方、大学での教育の内容も実学的な内容が盛り込まれ、例えば、職業教育履修コースが大学の教育で専門的に取り扱われ、それと同時に、就学期間が延び、大学滞在期間が長くなる傾向にある。これまでと違い、大学はより大衆化し、多くの人々が大学で講義を受講することになる。このことは高等教育がエリート教育から大衆教育に変化することを意味し、その意味での大学教育の民主化が進んできたと言える。

フランスでは、多くの若者が大学に入學しても、卒業することは至って困難である。そういった人々に対する敗者復活のチャンスも、この制度は提供している。つまり、志願者が過去に達成できなかった大学卒業資格を「経験からの知識の評価制度」を活用して、再び挑戦し、それを達成することが可能になる。もし、この制度が多くの人々に大学教育を再び受

ける機会を与え、また卒業資格を得る機会を再び与えるなら、この「経験からの知識の評価制度」はさらに大学教育の大衆化を導き、受講者の年齢や社会的制約に関係なく大学教育の機会を多くの人々に提供することになる。このような大学機能の大衆化、民主化の機会を「経験からの知識の評価制度」が構築し、加速していくだろう。

高等教育の卒業証書の価値と将来

しかし逆に、大学の大衆化によって、大学卒業証書の氾濫の危機、もしくはその価値の低下が起ることは避けられない。実際、卒業証書の増加は、大学卒業生、社会的に有識者と称される人々の過剰を生み出し、そのことによって大学卒業資格を持つことで前提になっていた社会的特権が失われ、有識者の社会的価値の低下が起る。そして、社会的地位をめぐる競争入札に過剰な有識者が参加することで、有識者間の競争が拡大することになる。

大学教育の大衆化が進行することによって、これまでの大学教育での卒業証書の氾濫と、新たな大学でのVAEによる社会人教育で生み出される卒業証書の氾

うに、補足点検が導入されることが望ましいのである。

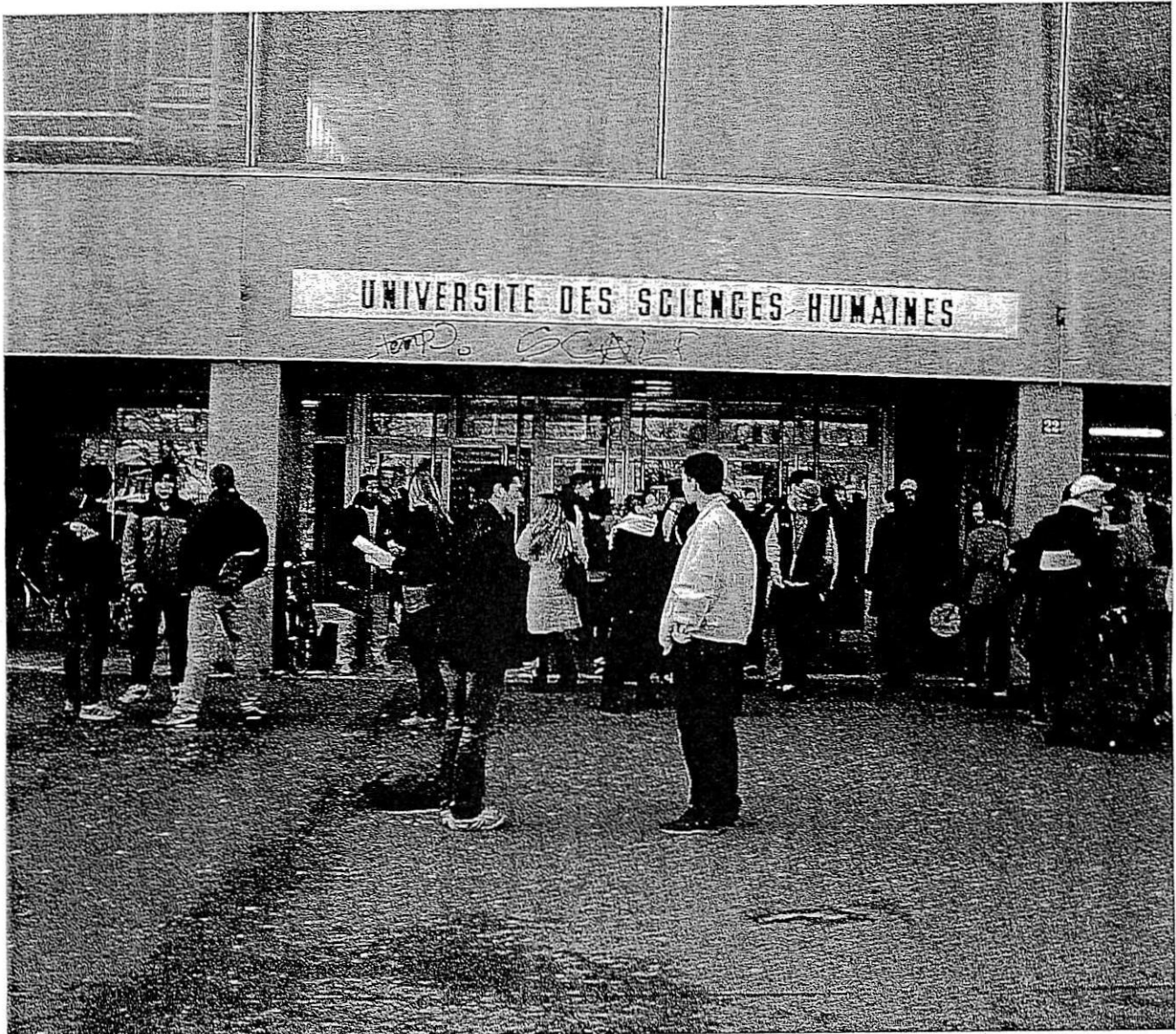
3、大学評価の発展に関する問題点

大学教育の大众化や大学の社会的機能の変化とVAEの意味

大学は次の三つの機能に関して社会的地位を決定している。⁹⁾一つは知識の生産(研究活動)、二つ目は知識の伝達(教育活動)、三つ目は学習された知識の点検(試験)である。

学問に於いては、学術的公理体系は、ある種の伝統的な脈絡や関連をもって数世紀にわたって機能している。つまり、新たに形成していく知識は、その創設者によって学生に伝達普及される。彼らは、学生を通じて知識の評価を確立し実現する。また彼らは、他方に於いて、学生たちに新しい知識を供給し続けるために、教員や研究者の教育課程の継続を保証するのである。

この理想的な学問研究と教育の関係を示す概略図は、今日、異議を唱えられているように見える。つまり、知識は大学でのみ生産されるのではなく、他の専門機



授業の始まる前に校舎前でたむろする学生 (ストラスブール第二大学)

濫の、二重の危機は更に深刻化するだろう。今後、これらの傾向を抑え、大学を社会的エリートの生産の場に戻すことが、歴史の齒車を逆転させることだと認識した時、この二つの卒業証書の過剰な生産工程を止めることは不可能であることに気づくだろう。すなわち、今後も、卒業証書交付の二つの制度は共存することになるだろう。

産による問題は生じるのであるから、当然、「経験からの知識の評価制度」による卒業証書の増加によって、その卒業証書自体の価値に疑いを持ち始めることになる。この大学教育の大衆化の流れの中で生じる卒業証書の過剰生産は、避けられない現実的な課題である。

この卒業証書の過剰な生産によって、有識者資格を持つ人々の知識の質が社会的に問われることになる。つまり、社会が求めている知識、解決能力を持つ実力と大学卒業資格との関係には、必ずしも相関関係が成立しなくなる時、経験を前提にして成立している知識の価値が認められ、その社会的需要が増大する可能性がある。それは、経験から得られた知識を持つ有識者の新たな評価制度が、経験なしに取得した資格や有識者の今までの評価制度に対して、社会的に評価され、経験なしに取得した資格の無効性を留意しながら、ついには優位な立場を獲得する流れを作り出してゆくのではないかと推測できるのである。

そこで問題になるのは、卒業証書の数が多いということだけではない。資格取得の方式が伝統的の大学教育の課程とVAEの新たな大学教育の機能によって二元化し、今までの大学卒業資格の評価に関する基準が変化し、これまでの評価基準に変更が要請される場合が生じることになる。卒業証書の価値の喪失の危機は、

実際には大学に社会的機能の課題を問いつけ、その解決を求めているのである。その意味で、この課題は、今後、特に検討しなければならないだろう。

公立の卒業証書と私立の卒業証書

卒業証書の過剰発行は、今後「経験からの知識の評価制度」の発展を検討することに、色々な議論と異議を申し立てる口実となるだろう。その異議の内容を具体的に検討する必要がある。

第一の異議申し立ては以下に示す二つ

の組織の間で生じる可能性がある。つまり、「経験からの知識の評価制度」へ志願者を連れてくる私立の組織と、志願者の経験を紹介する書類の構成を援助し書類の評価をおこなう公立の組織（ほとんどの場合公共施設であるが）の間で問題が生じる。私立の施設と公立の施設の間にある歴史的、社会的、もしくは経営的に異文化状態にあることを前提にしながらこの議論は進む。私立学校の商業的供与を前提とした供給組織と、公立学校の社会的供与を前提とした供給組織の施設に関する社会観念の間で生じる異議が問題となるのである。

私立の高等教育機関や私立学校での「経験からの知識の評価制度」に関する講義施設の権威は、第二の異議申し立てを生み出す可能性がある。フランスの大学教育制度では、大学入学資格者に対して広く門戸が解放され、普通高校卒業生の大半が大学に入学している現状と、厳しい大学卒業、つまり困難で狭き門とされる卒業資格取得の道は、これまで卒業証書の社会的価値を保障し、またその商品価値を維持してきたのであるが、大学の大衆化、過剰な卒業証書の発行という現実が、これらの伝統的な社会の大学評

価を変えようとしている。

フランスのほとんどの大学は国立大学であり、国立高等専門学校以外、厳しい入学試験はない。しかし、厳しい入学の選抜の様式を持つ私立学校は、すでに選ばれた学生を対象にした教育が可能になり、それだけに、私立の教育機関によって授与された資格は社会的な評価を受ける。そのことによって、非常に有名な私立教育機関の「経験からの知識の評価」と国立大学によって授与されるあまり人気のない「経験からの知識の評価」の二つの価値の異なる評価が生じている可能性がある。この二つの評価のランク付けが、今後、これまでの大学卒業資格のランク付けと同じように、新たな制度で交付される大学卒業資格の間に生じることになる。

大学卒業証書／職能証明書／ヨーロッパ

今日、労働市場では（社会では）ほとんどその価値が認められていない文部省の大学卒業資格と権威を持っている私立学校の資格がよく比較されている。例えば、職能資格証明書（Certificat de Qualification professionnelle・CQP）

もしくは職能専門資格証明書（certificats de compétence professionnelle・CCP）と大学卒業証書（フランスの場合、ほとんどの大学は国立大学である）の二つの資格を比較すると、文部省の資格（国立

大学の卒業資格）はちょうど紙幣として機能し、私立学校の資格は（限定された流通の範囲で機能している）貨幣として機能していると比喻することができる。この二つの制度の違いの原因を理解する



ストラスブール第二大学人間学部の校舎

必要がある。

他方、フランスの国立大学の教育制度は、ヨーロッパの一国としてその国の特徴を前提にし、フランスの教育文化と教育政策の伝統の上に成り立ってきた制度である。しかし、ヨーロッパ連合の一員になることで、フランスの教育制度は他のEUのメンバー国と同じようにヨーロッパ全体での共通する教育制度確立の流れに従い、共通ヨーロッパ教育制度の確立の基本方針に即して進化を遂げている。フランスの高等教育では、ヨーロッパ全体で統一した高等教育制度の確立の指針に従い、卒業証書のグレード、基準や形式の一致、専門職の世界での人材の定着、多様なコースやコース選択のユニット化等々の課題に取り組んでいる。つまり、フランスから提案し実践している「経験からの知識の評価制度」(VAE)も、ヨーロッパ全体の統一した教育制度として確立することを課題としている。この評価制度のEU教育政策化を視野に入れると、前に論じたことと非常に異なる考え方も検討されることになる。すなわち、共通で使える交換可能な教育制度は、貨幣でなく紙幣であるという考え方である。教育商品のより広範な領域

での流通を可能にするためには、紙幣である文部省の大学卒業資格制度を充実させることが求められていると言える。流通領域を限定した貨幣的な私立学校制度では、統一ヨーロッパ教育制度の確立に対する貢献度は少ないと判断されているのである。

この知識の公共性、公立主義は、現在急激に台頭しつつある知の商品価値、資本主義の法則で機能する「知識の経済性」の只中では、ある意味の反動的な政策をもたらすことになるだろう。何故なら、知識の経済性は、大学の大衆化を生み出し、その結果として学識や卒業証書が国立大学制度で唯一生産されるものであるという考えを少しづつ変え、それが国立大学の独占的占有物でなくなるからである。そのことは、自由競争を原則とした知識の経済性を逆に国立大学に持ち込み、その結果として伝統的な大学の社会的機能を変革することに結びつく。

しかし他方で、知識の公共性、公立主義は、大学の公共性を検討する流れを生み出してきた。大学の公共奉仕機能としての社会的機能を検討する機会を与え、その結果、社会的専門機関との連携で新たな教育制度を確立し、例えば「経験か

らの知識の評価制度」の知識の評価の新しい流れを作り出している。「経験からの知識の評価制度」は、民衆の生産や生活現場に豊富に存在し生き生きと活用されている非公式の知識を、アカデミックな大学教育の学識体系の規範に持ち込み、一方でその体系の改革を前提にしながら、また他方で非公式の知の俗称を体系的知の名称に変換しながら、社会的に評価し得る知識の領域を拡大していくのである。その領域の拡大の公式な証明として「経験からの知識の評価制度」の卒業証書が交付されるのである。

ヨーロッパ教育制度として「経験からの知識の評価制度」を確立するためには、教育事業の公共性を前提にしながら、それが過激な自由競争の市場の商品にならないように、ヨーロッパ市民全体の利益に結びつくように考慮する必要がある。と同時に、この教育の質を向上させるためには、「知識の経済性」を前提にした大学教育を導入し、大学教育の商品価値を高める努力を大学自体が行うように差し向けなければならない。そのことから、今後は、競合関係になる大学名の卒業証書がヨーロッパの大学間の競争を生み出すことになる。

ヨーロッパ全体を共通の教育市場としたEU加盟国すべての大学間の全単位互換制度や共通卒業資格の導入によって、ヨーロッパの全ての大学は、それらが発行する卒業証書の社会的信頼性を保障しなければならぬ。ヨーロッパ国内での大学間の自由競争は、より価値があると認める卒業証書や評価の供与の質や厳格さをヨーロッパ国内の全ての大学に要請し、それらの相互の競争を通じて、ヨーロッパ全体の高等教育の質を向上することに貢献するだろう。しかし、それは逆に、ヨーロッパ連合の中の「先進国」によってヨーロッパの大学文化が影響を受けるといふ危険をはらんでいることも指摘しておかなければならないだろう。

そのヨーロッパの高等教育の展望に立って、フランスでの新たな高等教育制度「経験からの知識の評価制度」の実験を成功させなければならぬ。

注及び引用

(1)この論文のフランス語のタイトルは「La VAE dans l'enseignement supérieur」である。これはフランスで二〇〇二年一月に始まった「経験からの知識の評価制度」(Validation des

acquis de l'expérience・VAE)を日本に紹介するために、二〇〇五年五月に三名の研究者によって書かれ、翻訳者に送られてきたものである。訳者は、二〇〇三年二月以来、フランスの新しい高等教育制度に関して、著者たちとの共同研究を進めながら、フランスの新しい教育改革を学習してきた。その過程で、この論文を翻訳する計画が持ち込まれた。また、この論文はフランスでは出版されていない。その意味で、この日本語訳の発表がこの論文のはじめの出版となる。この論旨を日本人々に理解してもらうために、翻訳者は、原文に詳しい説明や注釈を加え、この論旨の理解を助けた。

(2) Isabelle Cherqui Université Henri Poincaré, Nancy, France

(3) Paul Nkeng Université Louis Pasteur, Strasbourg, France

(4) Emmanuel Tribby Université Louis Pasteur, Strasbourg, France

(5)つまり、経験から得られる知識の評価に関して全ての大学に共通する手続きのための書類はなく、それぞれの大学では、その手続きと独自の評価に関する書類を作成している。政令は単に、

志願者から提出された書類は、志願卒業資格のために必要な知識、実力と能力に関して説明していなければならぬことを詳細に述べているのみである。その政令によると、卒業資格取得に係る経験はもとより、万一の場合、別の経験であっても志願者がこれまで受けた教育や以前取得した卒業資格に相当する証明書も同様に書類で説明することができるようになっている。

(6) Le Roux A. (2005), Bilan de la validation de l'expérience dans l'enseignement supérieur en 2003 「二〇〇三年度の高等教育における経験の評価に関するまとめ」 Note d'information, DEP, MEN, 05-03.

(7)二〇〇一年度までの大学教育制度で、Diplôme d'Etudes Universitaires Générales (D.E.U.G.) 「大学一般教育課程修了証書」と呼ばれる。大学入学後、年間それぞれの学部や学科で指示される専門一般教育課程を修了した卒業証書である。この課程はD.E.U.G.1とD.E.U.G.2との段階に分かれていた。現在はLicence (学士)課程の一年目と二年目として扱われている。

- (8) フランスの国立大学が所有している Institut universitaire de technologie (I.U.T.) 「大学技術専門学校」の卒業資格である。Diplôme Universitaire de Technologies Générales (D.U.T.) 「大学一般技術教育課程修了証書」と呼ばれている。この卒業資格は、現在も存在し、三年間の Licence professionnelle (職業専門学士) 課程の二年間を修了した場合にも、取得できる。
- (9) 一般教育課程で科学技術教育や基礎言語教育の修了証明書を、Diplôme d'Etude Universitaires Scientifiques et Techniques (D.E.U.S.T.) 「大学一般科学技能教育課程修了証書」とよばれる。現在は、Licence professionnelle (職業専門学士) 課程の二年間を修了した場合にも、取得できる。
- (10) Licence (学士) は、フランスの大学学部卒業資格で、日本の「学士」に相当するものである。しかし、教育期間は三年間である。
- (11) Licence professionnelle (職業専門学士) は、二〇〇二年度以降に確立した大学学部修了証明書で、二年間の大学一般技術教育課程と大学一般技術教育課程を修了した後、一年間の職業専門教育を行う学部の教育課程を修了した場合に得ることが出来る卒業資格である。
- (12) 二〇〇二年度までであった大学院博士課程一年目修了時に取得する専門研究課程の資格は二つあり、その一つが専門研究課程修了証である。この課程を修了して、博士論文作成が許可される。もう一つの資格が Diplôme d'Etudes Supérieures Spécialisées (D.E.S.S.) 専門研究課程修了証と呼んでいるものである。この課程は、博士論文を作成するためのものではない。この課程では学生は、社会での専門の知的職業に関する実習をもとにし、その報告書を作成することが義務付けられている。この教育課程は、現在、修士課程に組み込まれ、Master professionnel (職業専門修士) 修了資格として位置づけられる。
- (13) その意見は、特に志願受理可能性を検討するための特別の委員会、受理可能性検討委員会によって、また志願資料の作成を指導する「経験からの知識の評価制度」指導員と卒業資格取得指導責任者の二項式の指導体制によって、詳しく示されている。
- (14) 志願者は指導員の意見に従う義務はない。志願者が自らの意思で決定を下すことができるようになることがここで問題となる。
- (15) 書類には、志願者が自ら自分の経歴を評価することを希望している場合、その志願者の主導権を尊重し、その部分が残されているということが願わしい。しかしながら、共通の政令によって大学間で制度的に平等であるということ、を保障しているのである。つまり、書類は志願者の独自性を表現できるものであるべきだが、同時に他方で、制度上の平等は維持されるものでなければならぬものである。
- (16) 志願者の多様な知識の評価は、これまでの大学学部学科教育の枠内で判断することはできない。そのため、大学外の専門家を呼び、審査会を構成することは当然であるが、同時に、学際的な領域、文理横断的領域の知識を評価するためにも、学内の学部や学科の学識領域の境界を越えて、多様な分野から構成される審査官を選出し、審査会を開くことになる。これは、すでに、フランスでは、博士課程の論文審査で行われてきた習慣であり、この制度に

よってはじめに導入された考え方はなす。

(5) Edith Kirsch et Alain Savoyant, «Evaluer les acquis de l'expérience, entre normes de certification et singularité des parcours professionnels» 「卒業証書の規範と職業的経歴の特徴の間の経験からの知識の進歩について」 Bref Céréq n°159, 1999.

(18) しかしながら、志願者の誰もがもし卒業できないならば、卒業証書の目的全般と評価の判断との間の関係の釣り合いに関して、考え直す必要がある。「経験からの知識の評価制度」(VAE)の教育手段が、一般的教育手段よりも卒業要件に対する要求がより厳しくないように考慮することが問題になる。

(19) Ancori B. et Cohendet P. (eds) (2003), 「知識を基盤とする経済と専門家の新しい空間」 La place et le rôle de l'université, Rapport de recherche, ULP, Strasbourg.

(20) この三つの大学の社会的役割に関する定義は一般的で、これまでの大学の機能を代表するものである。「経験からの知識の評価制度」(VAE)もこの三つの機能の枠内に存在する大学の活

動であり、これまでの大学の役割の範疇で、新たに始まった評価制度を位置付けることができる。この制度の目新しさの一つは、教育活動の定義を大学制度から社会全体の専門的な領域の活動母体に広げたことである。そのため、大学以外で得た知識の評価制度を、大学が確立しようとしているのである。その制度は受理可能性検討委員会によって準備されている。この委員会は、志願資料作成指導と卒業資格取得指導を行う事務的作業と教育的機能の二つを同時に進める「経験からの知識の評価制度」指導員によって担われる。更に指摘できるこの制度の目新しさは、試験の仕方である。これまでの大学制度の試験と違って、志願者への教育的意味を含めた試験制度が導入されている。つまり、試験は受験する側の理解の程度に即して、多様な形態とまた評価内容を提示することができる。そして、その成績に関しても、可か不可の判断から、全体的か部分的かの判断、つまり目標の卒業資格に対して、十分か不十分か、もし不十分ならどの程度不十分なのかという判断を試験結果として志願者にかえさなければならぬ。

それを担うのが「経験からの知識の評価制度」(VAE)で定められた審査会である。審査官の構成、評価の仕方、志願者との関係など、これまでの学部教育制度でのテストのやり方と異なる基準、方法、制度が用意されることになる。この目新しい二つの基準と方法が、今後、伝統的な大学の機能に関して影響するだろう。言い換えると、「経験からの知識の評価制度」(VAE)によって導入された新しい教育の意味と評価の意味やあり方が、逆に、これまでの学部教育を担ってきた大学制度にフィードバックしてくることは、今後避けられないだろう。そのことが、将来、この新しい教育制度を導入したフランスの大学が、成果としてもしくは義務として取り組まなければならない教育改革を準備することになるだろう。

(21) フランスはEUの方針に従い、高等教育変革を実行してきた。それまでにあった学部三年間、修士課程一年間、博士課程四年間を、ヨーロッパ統一の学制に変えた。そして現在では、教育期間は、学部三年間、修士課程二年間、博士課程三年間となっている。